

京都市文化会館条例の一部を改正する条例（平成25年11月11日京都市条例19号）
（文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課）

文化会館においては、火曜日（火曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日）に休館する運用を行ってきたところ、当該運用について、条例に定めることにより、市民にとってより分かりやすい運用を実現するため、京都市文化会館条例の一部を改正することとしました。

この条例は、平成25年11月11日から施行することとしました。

京都市文化会館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年11月11日

京都市長 門川大作

京都市条例第19号

京都市文化会館条例の一部を改正する条例

京都市文化会館条例の一部を次のように改正する。

第4条中「1月1日」を「火曜日(火曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日)並びに1月1日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)